

近江八幡市告示 1 2 1 号

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 4 年近江八幡市告示第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 1 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新たに婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減し、もって少子化対策並びに本市への移住及び定住の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で近江八幡市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、近江八幡市補助金交付規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 5 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 令和 5 年近江八幡市告示第 1 2 1 号による改正前のこの要綱（以下「令和 4 年度要綱」という。）の規定による補助金の交付を受けた世帯であって、当該補助金の額が、6 0 万円（婚姻日における夫及び妻の年齢が 3 9 歳以下である世帯は、3 0 万円）に満たなかった世帯をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するための建物（共同住宅及び併用住宅を含む。）をいう。
- (4) 住宅取得費用 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日（同日までに次条に規定する補助金の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）に該

当しなくなったときは、当該事由が発生した日。以下この条において同じ。)までの間に婚姻を機に近江八幡市内で新たに住宅を取得する際に要した費用のうち、建物の購入費並びに新築に係る工事費及び設計費をいう。

(5) 住宅賃貸費用 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻を機に近江八幡市内で新たに住宅を賃貸する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料(賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、住宅手当分に相当する額を除く。)をいう。

(6) 引越費用 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻を機に近江八幡市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(7) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の就学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす世帯とする。

(1) 新婚世帯 次に掲げるいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付の申請の日(以下「交付申請日」という。)において、夫婦のいずれも又は夫若しくは妻の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。

イ 婚姻日において、夫及び妻の年齢が39歳以下であること。

ウ 夫婦の所得(夫婦に係る令和4年分(令和5年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和3年分)の合計所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号イ(2)の合計所得金額をいう。)を合算した金額。以下同じ。)が500万円未満(貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額)であること。

エ この要綱の規定による補助金又は他市区町村(当該他市区町村を包括する都道府県を含む。次号において同じ。)からのこの要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていないこと。

オ 夫婦のいずれもが交付申請日において市税を滞納していないこと。

カ 夫婦のいずれもが近江八幡市に3年以上継続して居住する意思があること。

キ 夫婦のいずれもが暴力団員(近江八幡市暴力団排除条例(平成23年近江八幡市条例第25号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。)でないこと。

ク 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

ケ 夫婦の双方又は夫若しくは妻が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。

(2) 継続補助世帯 次に掲げるいずれにも該当すること。

ア 交付申請日において、夫婦のいずれも又は夫若しくは妻の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。

イ 他市区町村から、この要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていないこと。

ウ 夫婦のいずれもが交付申請日において市税を滞納していないこと。

エ 夫婦のいずれもが暴力団員でないこと。

オ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象世帯の夫婦のいずれかとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、第2条第4号から第6号までに規定する費用を加えて得た額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 婚姻日における夫及び妻の年齢が29歳以下である世帯 60万円

(2) 前号に掲げる者以外の世帯 30万円

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯の補助金の額は、同項の規定に基づく補助金の額から令和4年度要綱の規定に基づき交付を受けた補助金の額を減じて

得た額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、令和6年2月29日までに市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出をもって、規則第11条に規定する実績報告を行ったものとみなす。

(1) 新婚世帯 次に掲げる書類

ア 近江八幡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)

イ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

ウ 住民票(申請に係る住宅の所在地に移住している者に限る。)

エ 令和5年度(令和4年分)の所得証明書(令和5年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和4年度(令和3年分)の所得証明書)

オ 振込先口座が確認できるものの写し(夫婦のいずれかのものに限る。次号において同じ。)

カ 物件の取得に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し(住宅取得費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。)

キ 物件の賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し(住宅賃貸費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。)

ク 住宅手当支給証明書(別記様式第2号。住宅賃貸費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。)

ケ 引越しに係る領収書及びその他の支払が確認できる書類の写し(引越費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)

コ 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。次号において同じ。)

サ 離職票の写し又は退職証明書(離職している場合に限る。)

シ 同意書兼誓約書(別記様式第3号)

(2) 継続補助世帯 次に掲げる書類

- ア 令和4年度要綱に基づく近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定通知書の写し
  - イ 交付申請書
  - ウ 振込先口座が確認できるものの写し
  - エ 物件の取得に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し
  - オ 物件の賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し
  - カ 住宅手当支給証明書
  - キ 住民票(令和4年度要綱の規定に基づき提出したものと同一の記載内容となる場合を除く。)
  - ク 同意書兼誓約書
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定通知書(別記様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、交付をしないと決定したときは近江八幡市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により、申請者に通知する。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、交付決定通知書による通知により、規則第12条に規定する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに近江八幡市結婚新生活支援補助金交付請求書(別記様式第6号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、受理した日から30日以内に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(別記様式第7号)により通知する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において補助金が既に交付されているときは、近江八幡市結婚新生活支援補助金返還通知書(別記様式第8号)により、補助金の返還を請求する。

2 補助決定者は、前項の場合においては、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和4年近江八幡市告示第229号。以下「新要綱」という。)第2条第1号の規定にかかわらず、この告示による改正前の近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定に基づき、新要綱の施行の日の前日までに補助金の交付の申請をした者については、新要綱の相当規定により申請されたものとみなす。この場合において、新要綱の規定に基づく補助金の交付の申請の書類の補完その他補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。